

三井物産環境基金
2011年度
東日本大震災 復興助成（第4回）
活動助成 募集要項

2011年10月

三井物産株式会社

目 次

はじめに.....	1
1. 応募資格.....	2
2. 助成対象案件.....	2
2.1 対象案件.....	2
2.2 評価基準.....	3
2.3 非対象案件.....	4
3. 助成期間.....	4
4. 助成金.....	4
4.1 1 件当たりの助成金額.....	4
4.2 助成の対象となる費用.....	4
4.3 助成の対象とならない費用.....	5
4.4 自己資金比率.....	5
4.5 助成金支払い時期.....	5
5. 報告の義務.....	6
5.1 進捗報告.....	6
5.2 会計報告.....	6
5.3 最終報告.....	6
5.4 現地訪問.....	6
6. その他の条件.....	6
6.1 助成契約の締結.....	6
6.2 成果の公表.....	6
6.3 助成を受ける団体の成果等の公表.....	6
7. 選定方法.....	7
7.1 選定プロセス.....	7
7.2 選定結果の通知・開示.....	7
7.3 助成終了後に再申請された案件の選定.....	7
8. 応募手続き.....	8
8.1 応募締切.....	8
8.2 申請書類.....	8
8.3 申請書類に関する注意事項.....	9
8.4 申請書類の提出先.....	9
8.5 お問い合わせ先.....	9
8.6 個人情報の取り扱い.....	9

はじめに

この度の東日本大震災で亡くなられた方々、及び被災された方々に対し、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

当社は 2005 年より、環境分野における助成プログラムとして「三井物産環境基金」を立ち上げ、地球環境問題の解決と持続可能な社会の構築に貢献する様々な案件を支援してきました。具体的には、環境貢献活動を対象とした「活動助成」、および研究を対象とした「研究助成」の 2 つのプログラムを通じ助成を行っています。

2011 年度は、東日本大震災による未曾有の被害に鑑み、地震、津波によって発生した様々な環境問題を改善・解決し、持続可能な社会の再生を目指す復興への取り組みに対し、助成を行うことと致しました。既に 2011 年 5 月、6 月、7 月と締め切りを 3 回に分け募集を行い、活動助成及び研究助成の合計で 631 件という多数のご応募を頂き、このうち 67 件の案件に対し、8 億 5 千 7 百万円の助成を決定しています。

震災の復興には継続的な取り組みが必要であり、助成へのご要望も多いことから、今回、第 4 回の案件募集を行うことと致しました。

被災した地域が、50 年先、100 年先を見据えた、伝統と先進性が共存する持続可能な社会として、一日も早く復興されるよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

「三井物産環境基金」立ち上げの経緯

当社は 2005 年 7 月 1 日、当社自身が実施する助成プログラムとして「三井物産環境基金」を立ち上げました。その経緯と趣旨は以下の通りです。

当社は 2004 年 8 月「経営理念」を発表し、「CSR 基本方針」、「環境方針」、「社会貢献活動方針」など一連のガイドラインを策定・改訂するとともに、同年 10 月には「国連グローバル・コンパクト」の支持を宣言致しました。これらは社員一人ひとりが常に経営理念を心に留め、積極的に「良い仕事」を積み重ねていくことにより、しっかりと社会的責任を果たし企業価値を高めていくという決意を表明したものです。地球環境問題への対応に就きましても、最重要経営課題の一つと位置づけ、本業を通じた環境への取り組みを推進して参りました。

こうした中、2004 年 11 月に判明しましたディーゼル粒子状物質減少装置（DPF）問題は、お客様や社会の皆様にも多大なるご迷惑をお掛けすることとなり、これを深く反省するとともに、当社の環境への意識や対応において更に改善していかなければならない点が多々あることを認識致しました。当社は、役職員の意識啓発を含めさまざまな対応策を検討、実施しつつあります。

本基金は、地球環境問題の解決に向けた社内外のさまざまな活動を支援・促進することにより、大切な地球と、そこに住む人びとの夢溢れる未来作りに貢献し、経済と環境の調和を目指す「持続可能な発展」を実現することを目的とし、助成案件の募集・選定のほか、当社役職員の助成先団体の活動への参加促進など、さまざまな活動を展開しています。

1. 応募資格

日本国内に拠点を持つ、下記 ~ のすべてに該当する団体を対象とします。

特定非営利活動法人（NPO 法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、特例民法法人、大学、高等専門学校。

※ 但し、大学、高等専門学校の場合は、本業である研究・教育以外でNPO等との協働による社会貢献活動が対象。（大学、高等専門学校の研究は当基金の「研究助成」で募集）。

なお、今回より、高等専門学校も応募資格対象とします。

活動実績が 3 年以上の団体（実績が 3 年以上あれば、法人格取得後 3 年未満でも可）。

電子メールおよびインターネットの使用が可能で、かつエクセル及びワードで申請書を作成可能な団体。

2. 助成対象案件

2.1 対象課題

申請団体が主体的に取り組む活動で、東日本大震災の被災によって発生した環境問題の改善・解決、及び被災した地域における、地球環境に配慮した持続可能な社会の復興・再生を行う活動で、下記活動分野に関わるもの。（必ずしも下記の全ての分野の案件が選定されるとは限りません。）

- A. 地球気候変動問題
- B. 水産資源の保護・食料確保
- C. 表土の保全・森林の保護
- D. エネルギー問題
- E. 水資源の保全
- F. 生物多様性及び生態系の保全
- G. 持続可能な社会の構築

2.2 復興助成において重視する課題及び留意事項

今回の復興助成において重視する課題、及び重要な留意事項は次の通りです。

復興助成において重視する課題

1. 被災地の人々からの視線で見たとき、東北地域の復興に寄与すると考えられる課題。
2. 東北以外の組織からの提案の場合には、その成果が当該組織の地元社会の啓発にも資するような課題。（例えば、風評被害の理解・低減のリスクコミュニケーションなどの要素を含むもの。）

復興助成における重要な留意事項

1. 東北被災地の特性に充分配慮している活動であるもの。
2. 被災地のコミュニティの再生に寄与する活動であるもの。
3. 農業などの一次産業の再生を加速する活動であるもの。
4. 現地の組織との連携が進展する活動であるもの。
5. 組織の自己利益誘導型とみなされる活動は対象外。
6. 本来、国や自治体に取り組むべき課題であっても、国や自治体が本格稼働していない場合は対象とする。

2.3 その他 評価基準

上記 2.2 に加え、活動の成果を高めるため、1 団体による単独の活動よりも複数の団体や、大学、高等専門学校などの専門機関と NPO が連携・協働する案件を重視します。

さらに、以下の基準に基づき評価・選定を行います。

被災地の環境問題の改善・解決、及び持続可能な社会の復興・再生への貢献度（活動テーマ設定の妥当性、有効性）：

現状、課題等に鑑み、適切、効果的な活動テーマ設定等がなされていること。

活動の持続性・発展性：

助成をきっかけとして、地球環境の保全、改善に資する活動の継続的展開が期待されること。

活動地域および参加者の拡がり：

助成案件の活動、成果により地球環境の保全、改善の活動に人的、地域的な拡がり期待されること。複数の団体が連携、協働し、成果の拡大や波及が期待されること。

活動の実効性：

活動計画、手法等の観点から、着実、かつ実効性ある活動の遂行が期待されること。

予算設計の妥当性：

活動の遂行上、適切、的確な予算計上がなされていること。

組織の案件推進能力：

実施主体が当該活動の遂行に十分な能力を持つと考えられること。

2.4 非対象案件

下記のような案件は対象外とします。

純粋な営利活動（環境ビジネス）

政治的・宗教的な活動

申請団体が実施主体ではない活動

他の団体・個人への助成を行う活動

特定の事業者や個人の利益に寄与すると見なされる活動

既に本基金から助成を受けている活動

申請団体の会員・構成員の大半が企業で、それら企業が属する業界の復興のための活動

3. 助成期間

2012 年 4 月より 3 年以内とし、この期間を対象として 1 年単位で助成契約を締結致しません。

但し、既に活動を開始している団体については、2011 年 10 月から 2012 年 3 月を先行期間として、助成期間とすることができます。

4. 助成金

4.1 1 件当たりの助成金額

1 案件当たりの助成金額の上限は設定しません。但し、当該案件を効率的に実施するために必要な金額の範囲内とします。

4.2 助成の対象となる費用

以下の費用を助成の対象とします。

人件費（下記 4.3 参照）

旅費・交通費・宿泊費

機械・物品購入費

業務委託費

借料・会議費・通信費・印刷費

その他

なお、上記に関連した留意点は、下記 ~ のとおりです。

業務委託費（第三者への委託）

当該活動の一部を第三者に委託する場合は、申請書の「実施体制」の欄に具体的な委託内容も含め明記してください。当該個所に記載なく新たに発生した第三者への委託は、改めて当社の承認を得る必要があります。

業務委託費の 1 件当たりの金額が年間 100 万円を超える場合は、会計報告の際に、業務委託費の内訳が分かる資料を提出して頂きます。

費目の内訳の記載

「消耗品」「事務用品」は、助成が決定した際に、内訳を明記していただきます。

一般管理費

一般管理費については、組織運営、会計処理上等の理由により計上せざるを得ない場合には、年間予算総額の 10% を上限として申請して下さい。（「その他」の費目に記載してください。）

4.3 助成の対象とならない費用

申請団体が大学や高等専門学校の場合、当該団体に所属する常勤職員の人件費は助成対象外とします。但し、アルバイト、ポストドクター等の人件費は助成の対象とします。

その他の団体は、常勤・非常勤を問わず、申請案件に関わる人件費（事務局人件費を含む）を助成の対象とします。なお、公益法人であっても、行政の外郭団体等については、人件費は助成対象外とします。

4.4 自己資金比率

申請団体が、特定非営利活動法人（NPO 法人）及び公益法人の場合、案件の総支出額に占める自己資金の比率が 20% 以上であるものを対象とします。

申請団体が大学、高等専門学校等、上記以外の法人の場合は、当該団体に所属する常勤職員の人件費を助成の対象外とすることから、自己資金は不要です。

なお、自己資金とは、自主事業の収入、会費・寄付金、他の助成金・補助金等とします。但し、助成金・補助金については、本基金の申請時点で取得が確定しているもののみとします（申請段階であり取得が確実でないものや、金額が確定していないものは不可）。

4.5 助成金支払い時期

6.1 に記載する助成契約締結後、初年度分（助成開始時期から 2013 年 3 月まで）の助成金を支払います。

複数年に亘る案件については、2 年度以降の助成金を各年度の 4 月末日までに支払います。

5. 報告の義務

5.1 進捗報告

複数年に亘る助成の場合は、2012 年 10 月末日を第 1 回目として、以降 6 ヶ月毎に所定の様式で案件の「進捗報告書」を提出して頂きます。助成期間が 1 年の場合は、進捗報告書を 1 回提出して頂きます。

助成終了時の進捗報告書は 5.3 に記載の「最終報告書」を以ってこれに代えます。

5.2 会計報告

2012 年 10 月末日を第 1 回目として、以降 6 ヶ月毎に所定の様式で案件の「会計報告書」を提出して頂きます。

5.3 最終報告

助成終了後に所定の書式にて「最終報告書」及び「終了時自己評価シート」等を提出して頂きます。

また、助成案件の成果や課題を確認し、助成後の活動の発展及び本基金の活動助成プログラムの改善に活かすことを目的に、当社が選択する一部の案件について助成期間終了後に実査を伴う「助成終了時評価」を実施する場合があります。

5.4 現地訪問

助成案件の実施状況および成果確認のため、必要に応じ現地を訪問させて頂く場合があります。

6. その他の条件

6.1 助成契約の締結

助成を受ける団体は、上記条件を含む助成契約を当社と締結して頂きます（当社所定の契約書にて締結頂きます。）。なお、契約主体は、申請代表者が所属する団体とします。（契約期間は、3. に記載の通り助成期間全体を対象とします。）

助成契約の締結後に、被災地の状況変化に伴い活動内容の見直し、変更が必要な場合には柔軟に対応します。

6.2 成果の公表

助成案件の成果は三井物産ホームページ等で公表する場合があります。また、本基金の成果発表会や講演会等で発表をお願いする場合があります。

6.3 助成を受ける団体の成果等の公表

助成を受けた団体には、当該団体のホームページ、ニュースレター、会報等を通して、助成案件の推進及びその成果を広く社会に発信して頂きます。対外公表する際には、本基

金から助成を受けた旨を明示して頂きます。

助成を受けた活動の成果に係る特許や著作権等の知的財産権は、申請者に帰属します。当社がそのような権利を主張することはありません。

7. 選定方法

7.1 選定プロセス

案件の選定は、社外専門家と当社役職員による 1 次審査及び案件選定会議による審査、ならびに当社役職員により構成される案件審議会による総合的判断に基づき決定されます。

7.2 選定結果の通知・開示

最終的な選定結果は、2012 年 3 月中に、申請代表者にご連絡します。

選定された案件は、三井物産ホームページで公表します。

なお、今回選定に至らない案件に関しては、次回の再応募を妨げません。

7.3 助成終了後に再申請された案件の選定

申請団体が、すでに本基金から助成を受けた実績があり、当該助成案件が上記 5.3 に記載の「助成終了時評価」を受けている場合は、その結果を選定の参考とします。

8. 応募手続き

8.1 応募締切

2011 年 11 月 30 日(水)

消印または宅配便受付印有効。

直接の持込やバイク便は受付ません。

8.2 申請書類

所定の申請書類を用いて提出してください。所定の申請書類は、三井物産ホームページ <http://www.mitsui.com/jp/ja/csr/contribution/fund/index.html> からダウンロードしてください。

【提出資料】

提出資料及び必要部数		申請団体（申請代表者）	NPO 法人等 （大学 高等専 門学校以外）	大学 高等専門学校
申請書類（紙媒体）				
申請書[1]_概要・予算（エクセル）		3 部		
申請書[2]_活動内容詳細（ワード）		3 部		
アンケート		1 部		
申請書[1] [2]の電子ファイル		1 部		
団体の定款・寄付行為またはこれに相当する規約、 団体パンフレット		2 部		不要
役員会など、団体の意思決定機関の名簿		2 部		不要
財務関連書類 3 年分 決算書類、事業報告書、またはこれに相当する書類。 法人格取得から 3 年未満の団体は、提出できる範囲で可。 但し、3 年間の活動実績を裏付ける資料をご提出下さい。		2 部		不要
送り状		1 部		

特定非営利活動法人（NPO 法人）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、特例
民法法人

注） 申請書類（紙媒体）

A4 片面・白黒印刷の上、申請書[1] [2]をひとまとめにし、3 部（原本及び写し
2 部）提出してください。1 部ずつクリップ等を使用してまとめ、ホチキスど
めはしないで下さい。

注） 申請書[1] [2]の電子ファイル

上記 の申請書[1]、[2]を、CD-R 等の電子記憶媒体に保存し、同封してくだ
さい。内容は必ず紙媒体と同一としてください。但し、電子ファイル版申請
書への捺印は不要です。

申請書[1] _概要・予算はエクセルファイル、申請書[2]_活動内容詳細はワード
ファイルのまま保存してください。PDF ファイル等への変換はしないでくだ
さい。なお、Office2007 以降で作成された場合は、Office2003 以下のバージョ
ンで保存してください。

8.3 申請書類に関する注意事項

申請書類は書面で郵送あるいは宅配便による提出のみ受付けます。（電子メールでの送付、バイク便や直接の持ち込みは受付けません。）

申請書は片面印刷としてください。クリップ等を使用し、ホチキスどめはしないでください。また、白黒でも認識できるようにしてください。申請書以外の書類は、その限りではありません。

提出頂いた申請書類は返却致しません。また、一度提出頂いた申請書の差し替えはできません。

必要に応じて、団体概要を示す資料などの提出をお願いする場合があります。

申請書の不足や記入漏れ等の不備がある場合は、申請を受け付けない場合があります。

締切日以降の受付は、一切いたしません。

8.4 申請書類の提出先

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1
三井物産株式会社 環境・社会貢献部
環境基金「復興助成（活動）」係

8.5 お問い合わせ先

電話 : 03-6705-6156
メール : 11MBK-KankyokikinTKVCF@mitsui.com

8.6 個人情報の取り扱い

当社は、個人情報保護法及び関連諸法令を遵守し、申請者から提供頂いた個人情報を適切に管理し、以下の通り取扱います。

個人情報の利用目的

申請者から当社に提供頂いた個人情報は、その全部または一部を、以下の目的で 利用致します。

- 助成案件の選定及び助成実施のため
- セミナー、交流会など当社主催のイベントへのご案内のため
- その他上記業務に関連・付随する業務のため

個人情報の提供

当社は、申請者の同意を頂いた場合または法令に基づく場合を除き、申請者より 提供頂きました個人情報を第三者に開示、提供致しません。

個人情報の預託

当社は、上記 の利用目的を達成するために、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合があります。当社は、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督致します。

提供内容の開示、訂正及び利用停止等について

申請者から申請者自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止・消去・第三者への開示・提供の停止等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させて頂いた上で、特別の理由がない限り速やかに対応致します。詳細は上記 8.5 三井物産環境基金事務局までお問い合わせください。

以 上